受付印

第1号様式(第3条関係)

その2

所長	主査	担当	受付番号

令和6年度 潮見坂平和公園使用許可申請書(合葬式墓地)

令和 年 月 日

(宛先)春日井市長

住 所 ^{ふりがな} 申 請 者 氏 名 (墓所使用者) 生年月日 . . . 電 話

春日井市潮見坂平和公園条例、同施行規則及び合葬式墓地のご案内の記載事項を確認のうえ、 裏面誓約事項を誓約し、確認事項を確認し、生前申請の場合は死後の事務を委任し、合葬式墓地 について使用許可の申請をします。また、春日井市在住の方は、この申込みについて住所等の確 認のため市が住民情報を閲覧することに同意します。

1 申込区分(希望する方式・区分に○を記入)

	方式	Þ	区分		添付書類			
	共同埋蔵施設 - (右欄の希望する区分に〇を記入) 個別埋蔵施設	生前申請	•	「市内」	なし			
		遺骨所持	•	「市内」「市外」	●火葬許可証若しくは改葬許可証 等のコピー又は遺骨の存在の分 かるものに関する申立書 ○春日井市以外に在住の場合は、 申請者の住民票(本籍(外国籍 の方は国籍)記載、3カ月以内 に発行のもの、コピー可)			
		遺骨所持	•	「市内」	○申請者が春日井市以外在住で、 遺骨の方の死亡時住所が春日井 市内の場合は、そのことの分か る書類(火葬許可証、改葬許可 証、住民票の除票又は戸籍の附 票等、コピー可)			

2 納骨対象者(遺骨所持のみ記入。複数体を1体とする場合は代表のみ記入)

ふりがな	j.	遺骨は潮見坂平	
丘 夕		和公園内の墓所	はい・いいえ
八石		にあるか?	
申請者との続柄		死亡時の住所	春日井市内・市外

□申請代理人が手続きをする場合は、委任状を添付 ※本人記入済の申請書を他者がそのまま提出する場合は不要です。

事務局記入欄

申請者住所	市内・市外	区分	共同・個別(市内のみ)			使	共同・市内	35, 200円	清	
納骨対象者住所	市内・市外	++	生前(共同のみ)	焼骨	出,垢	用	共同・市外	52,800円	掃	19,800円
取扱判定	市内・市外	力式	・埋蔵・改葬	の数	単・複	料	個別・市内	105, 600円	料	

誓約事項

- ・私は、春日井市潮見坂平和公園合葬式墓地(以下「合葬式墓地」という。)の申請にあたって、 春日井市潮見坂平和公園条例、同施行規則、募集案内及び本誓約書等を順守することを誓い ます。
- ・(焼骨所持の場合) 私は、焼骨の所有者であり、祭しの主宰者として、合葬式墓地に対象者の 納骨を希望します。
- ・私は、合葬式墓地に納骨することについて、親族間で十分に話し合って合意しています。また、紛争が生じた場合は私が責任をもって解決します。
- ・合葬式墓地に納骨(埋蔵)後は、焼骨の返還を申し出ません。

注意事項

- ・合葬式墓地の納骨の対象者は、変更できません。
- ・合葬式墓地の使用権を第三者に譲渡し、又は転貸することはできません。
- ・使用権を返還したときの使用料の還付は、返還の手続を行ったときの規則等に基づき行われます。
- ・納骨にあたっては、外寸が幅及び奥行 22cm 以内、高さ 26cm 以内で材質が陶磁器等一時的に 保管できる容器(骨壺等)に焼骨を入れて提出してください。
- ・提出に使用した容器等は市で処分します。
- ・合葬式墓地には焼骨以外を納骨することはできません。土葬のお墓から改葬する場合は、あらかじめ火葬場で焼骨にした上で提出する必要があります。
- ・納骨は、市が依頼を受け、焼骨をお預かりした後に、市が行います。納骨に申請者や御親族 等が立ち会うことはできません。
- ・提出する容器の中には遺品、記念品又は副葬品等焼骨以外のものを入れないでください。容 器に焼骨以外のものがあった場合は、市で処分します。
- ・納骨場所は、市が決定します。場所の選定や変更はできません。
- ・焼骨は、合葬式墓地に納骨後は返却できません。
- ・合葬式墓地が災害や経年劣化等により、施設の維持管理上問題が生じた場合等管理上の必要が生じた場合は、改修又は移転する場合があります。その際に、使用者に個別に通知等は行いません。
- ・シンボルツリーが枯死又は生育不良の場合は、植え替えを行います。その際に樹種を変更することがあります。
- ・合葬式墓地の埋蔵者は、台帳により管理します。埋蔵者の照会があった場合は回答しますの で希望しない場合は申出してください。
- ・合葬式墓地では、焼骨の管理は行いますが供養等宗教儀式は行いません。
- ・合葬式墓地には、様々な宗教の方又は宗派の方が納骨されていますので、宗教儀式を行う場合は他の方の迷惑にならないように行ってください。
- ・生前申請をする場合は、合葬式墓地に申請済みであること及び自分の死亡時に納骨の手続き をしてもらえるよう話し合いをしてください。納骨届とともに、焼骨が提出されなければ納 骨できません。

生前申請の場合の死後事務委任

・(生前申請の場合) 私の死後、祭しの主宰者から市に納骨届と共に焼骨が提出されたときに、 私の焼骨を合葬式墓地に納骨をすることを委任します。